

## 消費者団体等活動支援事業 実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、消費者団体等活動支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第14の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(応募書類の提出等)

第2 事業の応募に当たっては、別に定める応募書類を県へ提出するものとする。

(選定)

第3 第2の書類の提出があった場合において、別表アからエの選定基準に照らし、審査の上決定する。

(補助対象事業)

第4 交付要綱第3に規定する補助対象事業は、次の各項のとおりとする。

- (1) 交付要綱第2に規定する団体（以下「団体」という。）の会員のみを対象とするのではなく、広く一般消費者が参加できる学習会・講演会等
- (2) 団体の会員が、一般消費者を対象として行う啓発活動等

(補助対象経費)

第5 交付要綱第4別表に規定する補助対象経費は、次の各項のとおりとする。

(1) 謝金

学習会・講演会等において講演等を実際に行う者、パネリスト、コーディネーター及びファシリテーター並びに知事が適当と認めた者に要する謝金。ただし、団体の会員が講師等となる場合の謝金は対象とならない。

(2) 旅費交通費

前項に掲げる者及び啓発活動等に伴う団体の会員の移動に要する旅費交通費。ただし、学習会・講演会等の参加者の旅費交通費は対象とならない。

(3) 印刷製本費

学習会・講演会、啓発活動等において使用する配布資料、プログラム、周知チラシ等の印刷にかかるもの及びその他知事が適当と認めたもの。

(4) 消耗品費

学習会・講演会、啓発活動等において使用する配布資料、プログラム、周知チラシ

シ等の作成にあたって直接必要となる用紙にかかるもの及びその他知事が適当と認めたもの。

(5) 通信運搬費

周知チラシ等の郵送代、学習会・講演会、啓発活動等の会場への物品等の搬送に要するもの。

(6) 会場使用料

学習会・講演会、啓発活動等の開催に要するもの。ただし、補助対象事業実施当日に要するものに限る。

(事前着手)

第6 補助対象事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者が、前項ただし書きに該当する場合には、別紙様式により消費者団体等活動支援事業事前着手届を知事に提出するものとする。

(交付請求)

第7 交付要綱第10第2項に規定する補助金の概算払請求に対する支払いは、次の各号のとおりとする。

(1) 補助金の概算払いの請求は、事業の出来高に対応する補助金相当額の90%以内の額とする。

(2) 補助金の概算払いについては、1回に限り支払いができるものとする。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、消費者団体等活動支援事業の募集に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月2日から適用する。

この要領は、平成25年7月9日から適用する。

(別表)

- ア 次に掲げる消費者問題に関するテーマに沿って実施する事業であり、かつ、事業の有効性（実施時期、計画の熟度等）が認められること
  - (ア) 自立した消費者の育成や消費者被害の未然防止に関する事業
  - (イ) 食の安全・安心に関する事業
  - (ウ) その他、消費者問題に関して地域全体の対応力向上が図られると認められる事業
  
- イ 一般消費者が参加しやすい事業計画であること  
（開催時間、場所、テーマ等）
  
- ウ 事業を遂行する人員・体制が整備されていること  
（準備体制、資金計画等）
  
- エ その他、長野県知事が認める基準を満たしていること